

平成27年度 第1回 小笠原村総合教育会議 会議録

日 時 平成27年7月18日（土） 16時30分～16時45分

場 所 小笠原村役場2階会議室

出席者 森下 一男 村長
 綱島 修 教育委員長
 佐藤 文彦 教育委員
 上床 祝 教育委員
 伊藤 直樹 教育長

説明員 渋谷 正昭 総務課長
 大津 源 教育課長

《 16 : 30 開会 》

渋谷総務課長 それでは全員おそろいになりましたので、只今から第1回小笠原村総合教育会議を開催いたします。お手元会議次第の3にあります運営方法の決定までの間、本日の進行を行います総務課長の渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は初めての会議となります。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項により原則公開になっております。

お手元のまず資料の確認をしますが、次第の配布資料一覧がございますけれども、次第の次に参考資料、この法律の抜粋、それから文科省から届いておりますこの法律に関する通知の抜粋を裏表で刷ってあります。それから資料1設置要綱の案、資料2が教育ビジョンということでお手元がございますでしょうか。

次に出席者ですが、本会議の構成員としましては、森下村長、また小笠原村教育委員会教育委員長の綱島様、委員の佐藤様、委員上床様、教育長の伊藤様、この5名で構成することとなっております。

最初にこの総合教育会議について簡単にご説明したいと思います。

地方教育行政の基本的な実施体制を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月20日に改正をされ、27年の4月1日から施行されております。

改正の主な目的は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化などとしております。

この中で第1条の3第1項では、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとなりました。こちらについては後ほど資料を使いながら説明をしたいと思います。

また、第1条の4第1項では大綱を定めるための協議、また同項の第1号、第2号に掲げる事項を協議または調整を行うため、総合教育会議を設けることが地方公共団体の長に義務付けられ、本日第1回の開催となっております。

先ほども申しあげましたが、会議の構成員といたしましては、地方公共団体の長、及び教育委員会で構成し、会議の招集は地方公共団体の長が行います。会議は原則公開、また、会議は施策等について決定する場ではございませんが、この場で事務の調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならないとされております。

それではお手元の次第に基づきまして会議を進行いたします。はじめに会議の主催者でございます村長からごあいさつ申し上げます。

森下村長 教育委員の皆様にはお忙しいなかご出席をいただきましたありがとうございます。おがさわら丸も1便欠航という中で、綱島委員長には久しぶりのははじま丸の航行でご出席をいただきましてありがとうございます。

この会議につきましてですが、2011年滋賀県の大津市でのいじめによる自殺という事件がありまして、その際教育委員会の責任体制の不明確さが大きく取り上げられまして、今回の制度改革につながったものと伺っております。改革の柱は、教育長、教育委員長

の一本化、また、総合教育会議の新設、大綱の策定でございます。これまでも教育委員長をはじめ、委員会の皆様方には教育の充実に向けて取り組んでいただいたところでございますけれども、新たな体制のもと私もこの会議の一員として、より一層の教育の充実に向け取り組んでまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

渋谷総務課長 それでは次に次第3の会議運営の方法についてでございます。

資料1をご覧ください。小笠原村総合教育会議設置要綱（案）についてご説明させていただきます。説明につきましては、新規に定める要綱でございますので全文の朗読をもって説明とさせていただきますと思います。

まず第1条ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、小笠原村の教育に資するため、小笠原村総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

第2条、総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

(1) 小笠原村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議

(2) 小笠原村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

第3条、総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

第4条、総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

第5条、総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

第6条、総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

第7条、総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

第8条、総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第9条、総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させることができる。

第10条、この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附則、この要綱は、平成27年7月18日から施行する。

以上でございます。只今の説明について、ご質問やご意見はございますでしょうか。

渋谷総務課長 よろしいでしょうか。

それでは只今ご確認いただきました総合教育会議設置要綱に従ってこの会議を進めてまいりたいと思います。この資料についての（案）を削除していただければと思います。

それでは早速ではございますが、総合教育会議設置要綱第4条に従い、以後の進行を議長となる村長に替わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

森下村長 それでは議事を進めさせていただきます。次第の4大綱についてでございますけれども内容を事務局から説明をお願いします。

渋谷総務課長 只今決定しました設置要綱の第2条の1にも書かれています。また、2枚目の参考資料の大綱の策定、法律の抜粋なんですけれども、大綱の策定等の第1条の3にもございます。その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。ということで大綱を定める必要がございます。

またもう一つ、その裏に昨年26年7月17日付けで文科省から発信されておりますこの法律に関する様々な取り扱いについての通知がございまして、この中に第3大綱の策定についての留意事項(3)の地方教育振興基本計画その他の計画との関係というのがございまして、下線はこちら事務局で引いたんですけれども、この教育振興計画その他の計画を定めている場合に下線の部分ですが、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議、調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。というふうに通知されております。

改めてご説明するまでもないかと思っておりますこちらの小笠原村教育ビジョン、これはまさに小笠原村の教育振興基本計画ということに位置付けられて、昨年策定をされております。この策定にあたっては教育委員会の委員の皆様が中心になって策定されたかと思っております。また、内容についても大綱で求められている教育、学術及び文化の振興に関する総合的な計画ということで書かれてございますので、今回この教育会議におきまして、この通知に沿った大綱に代えることにしてはいかがかということで、ご提案をさせていただきたいと思っております。また、このビジョンが平成30年までの計画期間ということで、まだ作成されて1年ということもございまして、まずは新たな体制の中ではこの教育ビジョンを大綱とするということに位置付けてはいかがかというふうにご提案をしたいと思っております。

説明は以上でございます。

森下村長 事務局の説明は終わりました。ご質問、またはご意見等ございましたらお願いをいたします。

上床委員 意義はありません。これでいいのではありませんか。

伊藤教育長 他の自治体が新制度に替わったというはなしはいくつか聞いているんですが、総合教育会議を行って大綱を作ったという情報は入ってきておりません。それで小笠原村なのですが、今回教育会議を開いてもらいましたので、文科省が要求する大綱については、この小笠原村教育ビジョンが村の総合計画に基づいて考えていて教育委員会が行わなければいけない事業、その他すべて入っていますので大綱に十分に代わるものだと思っています。

森下村長 5年というのは丁度いいんですかね。平成30年。返還50周年と丁度ラップする期限的にも。

他いかがですか、何かご意見ございましたら。

渋谷総務課長 補足的に言うと、教育長がおっしゃった他のというのは他町村の。

伊藤教育長 そうです。ほかの自治体です。

渋谷総務課長 私の方で事務局で調べた中では、八王子市がやはり教育ビジョン、基本計画を大綱に代えるということ議論が行われております。

佐藤委員 この総合教育会議というのは、どちらかという和学校教育に重きを置いたものを想定しているものなのでしょうか

渋谷総務課長 設置要綱の2条を読んでいただくとわかるように、基本的には1、2ではそういう学校だけに特化したものではないんですけれど、先程村長があいさつの中で言ったこういう制度改革に至った発端の部分というのは、正に2条の3です。ここで、学校でもしそういった小笠原でいじめがあったとか、ありそうだという時にはどういう対応をしていくかというのを村長が迅速に招集をして、こういう場で話し合っていくということがでてくるかと思います。

佐藤委員 はい、わかりました。

伊藤教育長 大津の時は、本当に船頭が見えなかったんですよ。もたもたもたもたして。

森下村長 そうですね。

森下村長 それでは、他にご意見がないようでしたら、この小笠原村教育振興計画、小笠原村教育ビジョンをもって大綱に代えるということよろしいでしょうか

(異議なし)

森下村長 異議なしということでございますので、そのように取り扱いをいたしたいと思います。

本日予定した議事は以上でございますが、この際、なかなかこういう集まる機会がございませんので、何かご意見とかご質問とかございましたらどうぞ。

綱島委員長 教育ビジョンというのは31年度以降というのは。

伊藤教育長 改定があれば、基本的にはこのまま継続と。

森下村長 総合計画にも準じてますので、連動していますから。

森下村長 よろしいですか。特段ございませんか。

では、なければ以上をもちまして第1回総合教育会議を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

《16時45分閉会》